

入学検定料返還規定

1. 入学検定料の返還対象者

本学では、一度納入された入学検定料は原則として返還しません。

ただし、以下のいずれかの事由に該当し、期限内に所定の手続きを完了した場合には入学検定料を返還します。

- (1) 過剰納入：入学検定料を過剰に支払った場合（二重支払い 等）
- (2) 出願不受理：出願資格が無い場合や、出願書類の未提出・不備・出願期間内の不備の未解消・出願期間外の到着等で、出願が受理されなかった場合
- (3) その他：大学で実施する試験当日における感染症の罹患等、本学が認める特別な理由により入学検定料返還の対象となった場合（※該当者は、試験当日の試験開始前までにアドミッションセンターに事前に連絡・確認すること。）

※振込・支払いに係る手数料等については返還しません。

※出願書類が出願期間内に提出されて出願が一旦受理された場合は、本学の試験を受験していなくても入学検定料は返還しません。

※無料再出願の対象になっている試験区分に入学検定料を振り込んで出願した場合は、入学検定料は返還しません。

2. 入学検定料の返還請求方法

本学指定の「入学検定料返還請求書」に必要事項を記入・捺印し、入学検定料を納入した際の証憑書類（領収書等）を同封してください。封筒の表面に「**入学検定料返還請求書在中**」と**朱書き**の上、**簡易書留**にてアドミッションセンターまで下記締切日までに郵送してください。

（提出最終締切：2027年3月23日（火）午後5時 **必着**）

なお、郵送の宛先は以下のとおりです。

〒379-2192

群馬県前橋市小屋原町 1154-4

共愛学園前橋国際大学

アドミッションセンター 宛

事務手続き処理の関係上、「入学検定料返還請求書」が受理されてから指定の口座に入学検定料が返還されるのは3月中旬頃になります。予めご了承ください。

【提出書類】

- (1) 入学検定料返還請求書（本学指定用紙）

※本学 WEB 出願ページよりダウンロードして作成してください

- (2) 証憑書類（検定料を支払ったことが確認できる領収書等の書類）
- (3) 振込先の銀行名・口座番号・口座名等が記載してある通帳の写し

（インターネットバンキングの場合は、振込先の口座情報が分かる画面の写し）